

【判例研究】

後遺障害逸失利益と定期金賠償

——最高裁令和2年7月9日判決(民集74巻4号1204
頁・裁判所時報1747号14頁・自保ジャーナル
2068号1頁・金融・商事判例1608号8頁)——

北 河 隆 之

【判例研究】

後遺障害逸失利益と定期金賠償

——最高裁令和2年7月9日判決(民集74巻4号1204頁・裁判所時報1747号14頁・自保ジャーナル2068号1頁・金融・商事判例1608号8頁)——

北 河 隆 之

目 次

- 一 事案の概要
 - 1 事実の概要
 - 2 第一審判決
 - 3 第二審判決
- 二 判 旨
- 三 検 討
 - 1 本判決の準則
 - 2 一時金賠償と定期金賠償
 - 3 本判決の準則1
 - 4 本判決の準則2
 - 5 定期金賠償の対象となる損害項目
 - 6 定期金賠償請求権と相続
 - 7 本判決の意義と影響

一 事案の概要

1 事実の概要

X1(事故当時4歳)は、平成19年2月、Y1運転の大型貨物自動車(保有者Y2)に衝突され、脳挫傷、びまん性軸索損傷等の傷害を負った。X1は、約5年10か月

の入通院を経て、平成 24 年 12 月 27 日、症状固定に至り（症状固定日の年齢 10 歳）、後遺障害等級 3 級 3 号該当の後遺障害（高次脳機能障害）が残存した。X2 及び X3 は X1 の両親である。

X1 らは、Y1 に対して民法 709 条に基づき、Y2 に対して自賠法 3 条に基づき、Y2 と対人賠償責任保険契約を締結している Y3 に対して保険契約の直接請求権にも基づき、損害の賠償を請求した。請求の内容は、X1 の損害としては、治療費、入院雑費、通院交通費、装具費用等、症状固定前の付添看護費、介護費用、不動産賃借料、将来介護費用、逸失利益、慰謝料及び弁護士費用であり、X2 及び X3 の損害としては近親者の固有慰謝料及び弁護士費用である。

X1 は、将来介護料については、症状固定日の翌日から X1 の死亡日まで（平均余命 70.23 年）、介護期間 70 年間にわたり、毎月支払うことを求め、逸失利益については、労働能力喪失率 100%、平均賃金（平成 24 年賃金センサス男子・学歴計・全労働者平均賃金 529 万 6800 円）を基礎収入とし、18 歳から 67 歳までの 49 年間にわたり、毎月支払うことを求めた。

被告らは将来介護の必要性を争うとともに、逸失利益については定期金賠償による請求を含め争った。なお、以下では逸失利益の定期金賠償を検討するが、将来介護料についても X1 が死亡するまで定期金賠償が命じられている。

2 第一審判決（札幌地判平成 29 年 6 月 23 日判例時報 2420 号 88 頁・自保ジャーナル 2068 号 10 頁・自保ジャーナル 2003 号 1 頁）

一部認容。後遺障害逸失利益の定期金賠償については次のように判示し、労働能力喪失率 100%、平均賃金（平成 24 年賃金センサス男子・学歴計・全労働者平均賃金 529 万 6800 円）を基礎収入とし、X1 が就労可能となる年齢に達する日から 67 歳に達する日までの間、毎月 18 歳から 67 歳までの 49 年間にわたり、毎月 44 万円余の支払いを命じた。

「被告らは、後遺障害逸失利益について定期金による賠償を命じることについて争う。しかし、後遺障害逸失利益について実務上一時金によって運用される例が多いのは、事故前収入、症状固定時の後遺障害による労働能力喪失率及び症状に鑑みた労働能力喪失期間を予測して適切な金額を算定することができ、被害者側も一時金による賠償を望んでいるからであるにすぎず、定期金による賠償を命ずることが

でき、かつ、被害者側もその賠償方法を望んでいるときには、後遺障害逸失利益について定期金による賠償を命ずることはできるといふべきである。」

当事者双方が各敗訴部分を不服として控訴。

3 第二審判決（札幌高判平成 30 年 6 月 29 日判例タイムズ 1457 号 73 頁・判例時報 2420 号 78 頁・自保ジャーナル 2068 号 10 頁⁽¹⁾）

原判決を一部変更。控訴審において Y1 らは、後遺障害逸失利益に係る定期金賠償について、①後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めることは、事故発生時に全ての損害が発生して遅滞に陥ることを前提として、後遺障害逸失利益についていわゆる継続説を採用した最高裁判所平成 8 年 4 月 25 日第一小法廷判決（民集 50 巻 5 号 1221 頁）と整合しない、②消滅時効や除斥期間との関係を考慮すると、後遺障害逸失利益に係る損害賠償義務のため 50 年以上もの間当事者を拘束するのは合理的でない、③後遺障害逸失利益が問題となる事案について定期金賠償が認められるとすれば、任意保険が付いている交通事故以外の損害賠償請求など他の事案においても定期金賠償の必要性が生じ、紛争の一回的解決の要請にも反する、などと指摘して、後遺障害逸失利益に係る定期金賠償については理論的に認められず、また、本件において後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めることは相当ではないと主張した。

これに対し、第二審は、後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めることに理論的な問題はなく、本件においては、後遺障害逸失利益について定期金賠償を認める合理性があり、これを認めるのが相当である、として、第一審判決が後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めた判断は相当とした。

Y1 らが上告受理申立て。

二 判 旨

最高裁は、以下のとおり判示して上告を棄却し、第二審判決を是認した。なお、

(1) 判例評釈として、高橋真・私法判例リマークス 60 号 54 頁。判例評釈ではないが、窪田充見「逸失利益の定期金賠償についての覚書」神戸法学雑誌 68 巻 4 号 43 頁以下は、第二審において提出した意見書を契機として、より一般的観点から論じたものである。

【要旨●】は筆者が便宜のため付したものである。

「 4 (1) 【要旨 1】 同一の事故により生じた同一の身体傷害を理由とする不法行為に基づく損害賠償債務は 1 個であり、その損害は不法行為の時に発生するものと解される（最高裁昭和 48 年 4 月 5 日第一小法廷判決・民集 27 卷 3 号 419 頁、最高裁昭和 58 年 9 月 6 日第三小法廷判決・民集 37 卷 7 号 901 頁等参照）。したがって、被害者が事故によって身体傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合において、労働能力の全部又は一部の喪失により将来において取得すべき利益を喪失したという損害についても、不法行為の時に発生したのものとして、その額を算定した上、一時金による賠償を命ずることができる。

【要旨 2】しかし、上記損害は、不法行為の時から相当な時間が経過した後に逐次現実化する性質のものであり、その額の算定は、不確定、不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に行わざるを得ないものであるから、将来、その算定の基礎となった後遺障害の程度、賃金水準その他の事情に著しい変更が生じ、算定した損害の額と現実化した損害の額との間に大きなかい離が生ずることもあり得る。民法は、不法行為に基づく損害賠償の方法につき、一時金による賠償によらなければならないものとは規定しておらず（722 条 1 項、417 条参照）、他方で、民訴法 117 条は、定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えを提起することができる旨を規定している。同条の趣旨は、口頭弁論終結前に生じているがその具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような性質の損害については、実態に即した賠償を実現するために定期金による賠償が認められる場合があることを前提として、そのような賠償を命じた確定判決の基礎となった事情について、口頭弁論終結後に著しい変更が生じた場合には、事後的に上記かい離を是正し、現実化した損害の額に対応した損害賠償額とすることが公平に適用ということにあると解される。

【要旨 3】そして、不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり、また、損害の公平な分担を図ることをその理念とするところである。このような目的及び理念に照らすと、交通事故に起因する後遺障害による逸失利益という損害につき、将来において取得すべき利益の喪失が現実化する都度これに対応す

る時期にその利益に対応する定期金の支払をさせるとともに、上記かい離が生ずる場合には民訴法 117 条によりその是正を図ることができるようにすることが相当と認められる場合があるというべきである。

【要旨 4】以上によれば、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、上記目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となるものと解される。

(2) 【要旨 5】 また、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について一時金による賠償を求める場合における同逸失利益の額の算定に当たっては、その後に被害者が死亡したとしても、交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、同死亡の事実は就労可能期間の算定上考慮すべきものではないと解するのが相当である（最高裁平成 8 年 4 月 25 日第一小法廷判決・民集 50 卷 5 号 1221 頁、最高裁平成 8 年 5 月 31 日第二小法廷判決・民集 50 卷 6 号 1323 頁参照）。上記後遺障害による逸失利益の賠償について定期金という方法による場合も、それは、交通事故の時点で発生した 1 個の損害賠償請求権に基づき、一時金による賠償と同一の損害を対象とするものである。そして、上記特段の事情がないのに、交通事故の被害者が事故後に死亡したことにより、賠償義務を負担する者がその義務の全部又は一部を免れ、他方被害者ないしその遺族が事故により生じた損害の填補を受けることができなくなることは、一時金による賠償と定期金による賠償のいずれの方法によるかにかかわらず、衡平の理念に反するというべきである。したがって、上記後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずる場合においても、その後就労可能期間の終期より前に被害者が死亡したからといって、上記特段の事情がない限り、就労可能期間の終期が被害者の死亡時となるものではないと解すべきである。

【要旨 6】 そうすると、上記後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しないと解するのが相当である。

(3) 【要旨 7】 以上を本件についてみると、被上告人は本件後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めているところ、被上告人は、本件事故当時 4 歳の幼児で、高次脳機能障害という本件後遺障害のため労働能力を全部喪失したというのであり、同逸失利益は将来の長期間にわたり逐次現実化するものであるといえる。これらの事情等を総合考慮すると、本件後遺障害による逸失利益を定期金による賠償の対象とすることは、上記損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるというべきである。

また、本件後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たり、被上告人について、上記特段の事情はうかがわれない。

5 以上によれば、所論の点に関する原審の判断は、是認することができる。論旨は採用することができない。」

三 検 討

1 本判決の準則

本判決が判示した準則の第 1 は、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となることである（要旨 4）。

準則の第 2 は、後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しないとことである（要旨 6）。

2 一時金賠償と定期金賠償⁽²⁾

不法行為に基づく損害賠償は金銭賠償が原則であるが（民法 722 条 1 項、417 条）、その支払方法については明記されていない。しかし、同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害の賠償の請求権（訴訟物）は一個であり（最判昭和 48 年 4 月 5 日民集 27 卷 3 号 419 頁）、不法行為に基づく損害賠償債務は、なんらの催告を要することなく、損害の発生と同時に遅滞に陥る（最判昭和 37 年 9 月 4 日民集 16 卷 9 号 1834 頁）とすれば、一時金賠償によることが自然であるし、そのように解されてきた。一時金賠償方式によるときは、将来具体化する損害である将来介護料や将来の逸失利益（後遺障害逸失利益、死亡逸失利益）についても中間利息を控除して現価に引き直して一時金として賠償請求することになる⁽³⁾。

定期金賠償は、将来、損害が具体化する都度、賠償を命じる方式⁽⁴⁾であるから、現価に引き直す必要がなく、中間利息の控除は不要となる。

一時金賠償の長所としては、紛争の一回的解決に優れること、履行確保が容易なこと、履行に伴う賠償ノイローゼがないこと、国民感情に合致することが挙げられ、定期金賠償の長所としては、インフレ・ヘッジを加害者側（保険会社）が行うことになること、損害の変動への対応が容易なことなどが挙げられている⁽⁵⁾。

3 本判決の準則 1

(1) 本判決の第 1 の準則は、交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして相当と認められるときは、同逸失利益は、定期金による賠償の対象となることである。

(2) 定期金賠償に関する論稿は多くあるが、最近のものとして、浦川道太郎「一時金賠償と定期金賠償」『人身損害賠償法の理論と実際』311 頁以下（保険毎日新聞社、2018 年）、白石史子「定期金賠償の諸問題」『交通関係訴訟の実務』277 頁以下（商事法務、2016 年）がある。

(3) 債権法改正により 417 条の 2 に明文化され、722 条 1 項により不法行為に準用される。

(4) 定義としては、「損害賠償請求権に基づき認められる損害・費用が将来現実に具体化・支出した時点で回帰的に支払う方式」とされる（浦川・前掲 311 頁（注 2））。

(5) 池田辰夫「定期金賠償の問題点」『新・実務民事訴訟講座 4 巻』255 頁（1982 年、日本評論社）。

最判昭和 62 年 2 月 6 日裁判集民事 150 号 75 頁は、旧民法下の判決であるが、将来の付添看護料について「損害賠償請求権者が訴訟一時金による賠償の支払を求める旨の申立をしている場合に、定期金による支払を命ずる判決をすることはできないものと解するのが相当である」としていた⁽⁶⁾。そうすると、損害賠償請求権者（被害者）が訴訟上定期金による賠償の支払を求める旨の申立をしている場合には、定期金による支払を命ずる判決をすることができると解することができる。

上記昭和 62 年判決はその理由を説示していないが、瀬戸正義調査官は「担保供与制度及び変更判決制度のない我が国では、定期金方式の採用には慎重でなければならないが、少なくとも原告からの定期金方式によるべき旨の申立のない場合には、定期金方式を採用することはできないとの考え方によるものと思われる」と述べている⁽⁷⁾。そこでは処分権主義（民法 246 条）への言及はない。

昭和 62 年判決の判旨を処分権主義に反するからであるとの理解⁽⁸⁾と、処分権主義の問題とは捉えない理解とがある。処分権主義に反するからであると理解すると、裁判所が定期金賠償を命じるためには、将来介護料の賠償か逸失利益の賠償かを問わず、原告（損害賠償請求権者）からのその旨の申立てがなされることが必要となる⁽⁹⁾。また、原告が一時金賠償を求めているときに定期金賠償を命じることはできない。

(2) 同じ不法行為に基づく損害賠償請求権だから一時金賠償と定期金賠償とで訴訟物は異なる。民法 246 条（旧民法 186 条）の「事項」とは訴訟物の意味であると解すれば⁽¹⁰⁾、原告が一時金賠償を求めたときに定期金賠償を命じることも、原告が定期金賠償を求めたときに一時金賠償を命じることも処分権主義違反

(6) 最判昭和 51 年 10 月 26 日週刊自動車保険新聞昭和 52 年 5 月 18 日も全く同旨。

(7) 瀬戸正義「時の判例」ジュリスト 890 号 56 頁。本判決は民集に登載されておらず、調査官による最高裁判所判例解説もないが、「時の判例」は調査官解説の骨子とみてよい。

(8) 加藤新太郎・NBL1107 号 75 頁。

(9) 中園浩一郎「定期金賠償」判タ 1260 号 5 頁以下は、後遺障害逸失利益については原告の申立てなく定期金賠償判決をすることは処分権主義違反となる（13 頁）一方、将来介護費用については、原告の申立てがなくとも定期金賠償判決をすることができるとする（15 頁）。

(10) 最判昭和 33 年 7 月 8 日民集 12 卷 11 号 1740 頁。しかし、事案に照らすと弁論主義違反の問題であり、処分権主義違反の問題ではなかった（坂本慶一『民事訴訟法判例百選 I』194 頁、上告理由が誤解に基づくものであった）、この部分の判示には先例性はないというべきである。

とはならないことになる。

しかし、定期金賠償には、時間的経過に起因する債務者の無資力化のリスクの増大があり、これに対応する履行確保の制度的保障が存しない以上、定期金賠償と一時金賠償とは質的に異なり、申立事項は別のものと解すべきである⁽¹¹⁾。従って、将来介護料の賠償か逸失利益の賠償かを問わず、原告が一時金賠償を申し立てしているときに裁判所が定期金賠償を命じることはできず、逆に（本件のように）原告が定期金賠償を求めているときに裁判所が一時金賠償を命じることもできないというべきである。本判決が「交通事故の被害者が・・・定期金による賠償を求めている場合において」と限定を付しているのは、そのような意味で理解されるべきである。

(3) 平成 8 年の民事訴訟法の改正により、定期金賠償を命じた確定判決に対する変更判決制度が創設されたが（民法 117 条）、履行確保の制度的保障（担保供与制度）は未だに設けられていない。この点、賠償義務者が国や地方公共団体である場合には、特段の事情のない限り、履行確保の問題はクリアされるとみてよく、実質的支払義務者が大手の保険会社であり経営不安がなければ、保険会社が被告となっていなくとも、履行確保の問題はクリアされるとみてよいとの見解⁽¹²⁾がある。

しかし、前掲昭和 62 年判決の事案の被告は横浜市であり（公立学校における体育授業中の事故）、履行の確保は民間保険会社よりも確実であったから、そこでは履行確保の問題は重視されていない。また、民間保険会社の倒産は経験済みであり、損害保険契約保護機構の創設によっても万全ではない⁽¹³⁾。実質的支払義務者が大手の保険会社であり経営不安がなければ、保険会社が被告となっていなくとも、履行確保の問題はクリアされるとみてよいから、一時金賠償の申立てに対し定期金賠償を命ずることができるとの立場⁽¹⁴⁾には賛成しがたい。

(11) 勅使川原和彦「定期金賠償請求訴訟と処分権主義」早稲田法学 81 卷 4 号 118 頁以下。「定期金給付に履行確保のための一定の法制度的な保障が（そこにも限界はあるにせよ）与えられ、現実の履行「不」確保の可能性が一時金給付でも定期金給付でも同じレベルのリスクとなった、という段階で、両賠償方式が初めて権利救済の質的同一性を獲得するのである」とも指摘する（122 頁）。

(12) たとえば中園浩一郎「定期金賠償」判タ 1260 号 16 頁以下。

(13) 佐野誠「定期金賠償の動向と課題」『交通賠償論の新次元』162 頁以下（判例タイムズ社、2007 年）

(14) 東京高判平成 15 年 7 月 19 日判時 1838 号 69 頁がこのような立場に立っているが、訴訟当事者ともなっていない保険会社の話を持ち出し、保険会社の経営状況について裁判所が判定することは適当とは思われない（北河隆之『交通事故損害賠償法 [第 2 版]』128

(4) 本判決は、不法行為に基づく損害賠償制度の目的及び理念に照らして定期金賠償が相当と認められることも要件としている。しかし、そこで挙げている事情は、被害者が事故当時 4 歳の幼児で、高次脳機能障害という後遺障害のため労働能力を全部喪失したと、その逸失利益は将来の長期間にわたり逐次現実化することのみである（要旨 7）。本件では、保険会社も共同被告とされているところ、実質的な支払義務者は保険会社であると考えられるが、定期金賠償の管理費用等を考えると、この点も考慮されているのではなかろうか⁽¹⁵⁾。

4 本判決の準則 2

(1) 本判決の第 2 の準則は、後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しないことである。

将来介護料について定期金賠償を採用するメリットは、植物状態となってしまった被害者の余命認定を回避することができることにあった。介護料が認められる期間（要介護期間）は被害者の死亡までであるが⁽¹⁶⁾、植物状態の被害者の余命は健常者の平均余命よりも短縮されるという見方があり、一時金賠償では被害者の余命認定を避けられない。しかし、定期金賠償であれば余命認定が不要となる。

(2) これに対し、後遺障害逸失利益については、本判決も引用する（要旨 5）最判平成 8 年 4 月 25 日民集 50 卷 5 号 1221 頁が「交通事故の被害者が事故に起因する傷害のために身体的機能の一部を喪失し、労働能力の一部を喪失した場合において、いわゆる逸失利益の算定に当たっては、その後に被害者が死亡したとしても、右交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来におけ

頁（弘文堂、2016 年）。

(15) 保険会社が関与していない場合に、被告に対して定期金賠償を命じることは管理費用等の負担を考えると相当ではないと思われる。そのような場合、裁判所は原告に対し釈明権を行使し、予備的に一時金賠償による申し立てもさせるべきであるが、原告がこれに応じないときは——本稿の立場からは——請求を棄却するほかないであろう。

(16) 最判平成 11 年 12 月 20 日民集 53 卷 9 号 2038 頁は「交通事故の被害者が事故後に別の原因により死亡した場合には、死亡後に要したであろう介護費用を右交通事故による損害として請求することはできない」としている。

る死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、右死亡の事実が就労可能期間の認定上考慮すべきものではないと解するのが相当である」としていた。

後遺障害逸失利益の算定期間の終期について定期金賠償と一時金賠償とで異なることは相当ではない（等価値であるべきだ）とすれば、後遺障害による逸失利益につき定期金賠償を命ずるに当たっては、交通事故の時点で、被害者が死亡する原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期（67 歳）より前の被害者の死亡時を定期金による賠償の終期とすることを要しないと解するのが相当ということになる（要旨 6）。この点が積極損害である介護料について定期金賠償を採用するときとの大きな違いとなる。

ただ、そうなると、後遺障害逸失利益の定期金賠償と分割払いとは内容が近いものになってこよう。

5 定期金賠償の対象となる損害項目

(1) 死亡による逸失利益

原告の申し立てにより、死亡逸失利益の一部について定期金賠償を命じた裁判例として、東京地判平成 15 年 7 月 24 日判例タイムズ 1135 号 184 頁がある⁽¹⁷⁾。しかし、死亡逸失利益については、（原告が定期金賠償を申し立てたとしても）定期金賠償は認められないとする考え方が多い⁽¹⁸⁾。

(2) 将来介護料

当初、わが国で定期金賠償が提唱された時は逸失利益の賠償を対象としていたが⁽¹⁹⁾、その後は、将来介護料を対象とする議論が中心となっていった。将来介護

(17) 東名高速道路上で、酒酔い運転の大型貨物自動車が多車線の車列に突っ込み、炎上した被害車両に同乗していた 2 名の女児が両親の目の前で焼死したという悲惨な事案である。死亡した女児（被害者）は事故当時 3 歳と 1 歳であったが、裁判所は、それぞれが 18 歳になる年の命日から 32 歳になる年の命日までの 15 年間について、命日ごとの定期金賠償方式による支払いを命じた（以後の逸失利益については、16 年目の命日を期限とする一括払いを命じた）。

(18) 白石・前掲 279 頁、勅使川・前掲 111 頁、中園・前掲 9 頁など。

(19) 1965 年の倉田卓次「定期金賠償試論」判タ 179 号 19 頁以下が嚆矢と思われる。倉田判事は死亡した者については相続否定説に立つので死亡逸失利益については定期金賠償の対象ともならず、後遺障害逸失利益のみが定期金賠償の対象となる。主に問題とされていたのは平均余命に基づく余命認定の問題であった。

料については、その性質上、定期金賠償の対象となることは明らかであり、否定説はないとされる⁽²⁰⁾。しかし、前述のとおり、将来介護料についても原告から定期金賠償の申立てが必要と解すべきである。

6 定期金賠償請求権と相続

定期金賠償請求権を取得した被害者が、定期金の終期より前に死亡し、請求権が相続人に承継された場合はどうなるか。この点について小池裕裁判官は補足意見で、「このような場合、被害者の死亡によってその後の期間について後遺障害等の変動可能性がなくなったことは、損害額の算定の基礎に関わる事情に著しい変更が生じたものと解することができるから、支払義務者は、民法 117 条を適用又は類推適用して、上記死亡後に、就労可能期間の終期までの期間に係る定期金による賠償について、判決の変更を求める訴えの提起時における現在価値に引き直した一時金による賠償に変更する訴えを提起するという方法も検討に値するように思われ、この方法によって、継続的な定期金による賠償の支払義務の解消を図ることが可能ではないかと考える。」と述べている。

しかし、本判決は、被害者が判決時の予想に反して早期に死亡したとしても、その事実によって損害賠償義務の内容は変動しないということを基本的な前提としているから、この考え方と補足意見の論旨が両立しうるか疑問が残るとの指摘もある⁽²¹⁾。

7 本判決の意義と影響

本判決の準則 1 は最判昭和 62 年 2 月 6 日裁判集民事 150 号 75 頁からある程度予測できたところであり、準則 2 も最判平成 8 年 4 月 25 日民集 50 卷 5 号 1221 頁からある程度予測できたところであるが、本判決が明確に準則化した意義は大きい。

本判決の今後の裁判実務への影響について、「後遺障害による損害賠償については、一気に定期金賠償が原則になる方向で以降することも想定されるように思われる。・・・定期金賠償によれば、中間利息の控除を回避することが可能となり、そ

れは経済的にきわめて合理的な行動だからである」との指摘もあるが⁽²²⁾、おそらくそうはならないであろう。

中間利息の利率が従来の年 5 % から年 3 % へ変更されたこともあるが⁽²³⁾、一般の国民感情としては一時金を好むと思われるし、被害者側の感情として加害者側との接触が続くことは不快だからである⁽²⁴⁾。今後も、逸失利益の賠償については一時金賠償が原則となる状況に大きな変化はないと思われる。

(明治大学法務研究科兼任講師・弁護士・琉球大学名誉教授)

<参考文献>

本最高裁判決の解説・評釈として次のものがある。

- ①柴田龍・新・判例解説 Watch・民法（財産法）No. 196
- ②加藤新太郎・NBL1177 号 67 頁。
- ③越山和弘・法学教室 482 号 140 頁
- ④山城一真・法学教室 482 号 138 頁
- ⑤窪田充見・NBL1182 号 4 頁
- ⑥羽成守・判例秘書ジャーナル HJ100087
- ⑦安達敏男＝吉川樹士・戸籍時報 800 号 50 頁

(22) 参考文献⑤ 13 頁。

(23) 2020 年 4 月 1 日以後に発生した損害賠償請求権に適用される。

(24) 池田辰夫「定期金賠償の問題点」『新・実務民事訴訟講座 4 卷』254 頁（1982 年、日本評論社）

(20) 白石・前掲 282 頁。

(21) 参考文献③ 140 頁。